

## 貴金属市場管理基本要綱の変更

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>制限値段の特例</p> <p><u>銀、白金及びパラジウムについて、最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3限月以上で通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を適用するものとする。</u></p> <p>ただし、最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、1番限を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を継続するものとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>平成19年9月19日開催の理事会で議決された2売買値段の制限の(2)の変更規定は、平成19年10月1日から適用する。</u></p>	<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>制限値段の特例</p> <p><u>現物先物取引の最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3限月以上で通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を適用するものとする。</u></p> <p>ただし、<u>現物先物取引の最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、1番限を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を継続するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該措置については、現金決済先物取引及びオプション取引にも同時に適用するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（ 新 設 ）</u></p>